

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成○年○月○日にA会社（以下「会社」という。）に入社し、Bビル、Cビル及びDホテルの設備の点検、清掃等の業務に従事していた。

請求人によると、請求人は、平成○年○月○日に同僚のEと二人でCビルの汚水槽内の点検と清掃を行った後、マンホールの蓋が正しく閉まっているかどうかを確認するためマンホールの蓋に乗ったところ、マンホールの蓋が半分落ち、右足がマンホールの穴にはまり込み、しゃがむような格好になり、両膝を負傷した（以下「本件災害」という。）。請求人は、当初、たいしたことがないと思い就労を続けていたが、徐々に痛みが増してきたため、同年○月○日にF病院に受診し「右膝内障、左変形性膝関節症」（以下「本件傷病」という。）と診断された。

請求人は、健康保険で本件傷病の治療を受けるとともに、会社に対し、本件傷病は単独のバイク事故によるものであると連絡し、同年○月○日までの傷病手当金を受給し、同年○月○日に会社を退職した。

請求人は、本件傷病は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に平成○年○月○日から同年○月○日までの間の休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、本件傷病については災害事実が確認できず、仮に災害があったとしても業務との相当因果関係が認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成○年○月○日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

（略）

第4 争 点

本件の争点は、請求人の本件傷病が業務上の事由によるものと認められるか否かにある。

第5 審査資料

（略）

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

（略）

2 当審査会の判断

（1）請求人は、本件傷病は本件災害に起因するものであると主張しているので、以下、検討する。

当審査会において関係資料を精査したところ、本件傷病が本件災害に起因するものであるとの請求人の主張を裏付ける客観的資料は一切確認できなかった。一方、本件災害があったとされる平成○年○月○日に請求人と一緒に作業していた同僚のEは、要旨、「本件災害があったという事実はないと思う。請求人から膝を痛めたとは聞いていないし、業務終了後の引き継ぎのときにもそのような話はなかった。その日以降も請求人と一緒に仕事をしたが、請求人から膝が痛いという話は聞いていないし、作業動作上、膝をかばっているような仕草も見えていない。」と述べている。また、G取締役も、要旨、「平成○年○月○日以前及び同日以降同年○月○日までの間に請求人が膝を痛めたという話や申し出はないし、膝をかばっているような仕草もなかった。」と述べている。さらに、請求人自身も同年○月○日に会社に対して本件傷病は単独のバイク事故によるものであると連絡し傷病手当金の受給手続きを依頼し受給していたこと

が認められることから、本件傷病は本件災害に起因するものであるとの請求人の主張は採用できない。

(2) 請求人のその他の主張についても子細に検討したが、上記結論を左右するに足るものは見出せなかった。

3 以上のとおりであるから、請求人の本件傷病は業務上の事由によるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。